

美浜町農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の燃油価格高騰により経営が圧迫されている農業者及び漁業者の経営維持を図るため、対象期間に購入した農業用及び漁業用の燃油に対し、予算の範囲内において、美浜町農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、美浜町補助金等交付規則（平成3年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助対象者及び補助対象経費)

第3条 補助対象者及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象期間に購入した燃油に対し、1リットルあたり26円を乗じた額とする。ただし、算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年8月31日までに美浜町農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入履歴が分かる書類
- (2) 振込先通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、美浜町農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業の実績報告は、第5条の規定による交付申請書によって報告されたものとみなす。

(補助金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

業種	対象者	補助対象経費	補助金額
農業者	施設園芸を営む者で、町内に本社又は本店を有する法人若しくは町内に住民登録を有する個人事業者	対象者が所有又は使用する施設園芸の加温設備に使用するA重油の購入費	令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に購入した燃油量（リットル）に26円を乗じて得た額
漁業者	町内の漁業協同組合の正組合員	対象者が所有する漁船に使用するA重油又は軽油の購入費	令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に購入した燃油量（リットル）に26円を乗じて得た額